

特定非営利活動法人 NPO 堺市グループホームシステム研究機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 NPO 堺市グループホームシステム研究機構という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を堺市北区長曾根町3065番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、支援や介護を必要とする高齢者のかた、障害者の方や障害を持った子どもたち及びその家族に対し、生活能力の向上及び社会との交流を図ることができるように必要な福祉サービスや支援を提供し、もってすべての人々が安心して暮らせる共生社会の実現に寄与すると同時に、福祉活動を通じ世界各国との友好関係を促進し国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
 - ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ④ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業

- ⑤ 在宅福祉事業
- ⑥ 難病を抱える家族を支えるケア、その為のシステムづくりや研究活動
- ⑦ 児童福祉法に基づく障害児通所支援（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、児童発達支援）事業
- ⑧ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑨ 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業
- ⑩ 障害者総合支援法に基づく重度訪問介護事業
- ⑪ 障害者総合支援法に基づく同行援護事業
- ⑫ 障害者総合支援法に基づく行動援護事業
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく生活介護事業
- ⑭ 障害者総合支援法に基づく短期入所（ショートステイ）事業
- ⑮ 障害者総合支援法に基づく重度障害者等包括支援事業
- ⑯ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援事業
- ⑰ 障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）事業
- ⑱ 障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練）事業
- ⑲ 障害者総合支援法に基づく宿泊型自立訓練事業
- ⑳ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業
- ㉑ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援（A型・B型）事業
- ㉒ 障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業
- ㉓ 障害者総合支援法に基づく自立生活支援事業
- ㉔ 障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）事業
- ㉕ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ㉖ 障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業
- ㉗ 障害者総合支援法に基づく障害児相談支援事業
- ㉘ 保護者・家族支援に関する講習・研修事業
- ㉙ 行政等との連携による地域福祉ネットワークの構築に関する事業
- ㉚ その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- ㉛ 高齢社会、障害児・障害者福祉活動を通じ、同じく高齢者や障害児・障害者問題に取り組む諸外国との国際交流を推進するとともに、発展途上国の高齢者や障害児・障害者福祉活動を支援する事により、世界平和に寄与する事業

(2) その他の事業

- ① 在宅福祉に関するコンサルティング活動
- ② 在宅福祉、保健、医療に関する出版及び情報提供

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条

正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2箇月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 15 人以内
 - (2) 監事 1 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条

- 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条

- 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 議会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条

理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3 ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金(短期借入金を除く。)の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、大阪府に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

(令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人 NPO 堺市グループホームシステム研究機構

I 事業の実施方針

令和 7 年度は、継続して運営している 2 施設のグループホーム事業に加え、同年 9 月より新たに開始を予定している放課後等デイサービス事業、さらに令和 8 年 3 月に開設予定の「グループホームアローラⅢ」および小規模多機能型居宅介護事業について、円滑かつ効果的な運営を実現するための調査研究を実施する。

併せて、新規事業の内容について市民への認知と理解を促進するため、広報活動を積極的に展開する。また、既存のグループホーム事業についても、当法人の取り組みや運営方針を広く発信し、地域社会との連携を深めるための広報活動を継続的に実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) グループホーム事業

- 【内 容】 認知症対応型共同生活介護
【実施場所】 大阪府堺市北区長曾根町 3065 番地 1
大阪府堺市北区金岡町 3002 番 10
大阪府堺市北区長曾根町 3065 番 4
【実施日時】 年中無休・24 時間対応
【事業の対象者】 65 歳以上の認知症高齢者
【収 入】 195,880,000 円
【支 出】 178,865,189 円

(2) 小規模多機能型居宅介護事業

- 【内 容】 小規模多機能型居宅介護
【実施場所】 大阪府堺市北区長曾根町 3065 番 4
【実施日時】 年中無休・24 時間対応
【事業の対象者】 要介護認定を受けた堺市在住の高齢者
【収 入】 1,639,000 円
【支 出】 6,812,000 円

(3) 放課後等デイサービス事業

- 【内 容】 放課後等デイサービス、児童発達支援
【実施場所】 大阪府堺市北区長曾根町 3065 番地 1
【実施日時】 詳細は開所予定に準ずる
【事業の対象者】 発達に特性のある就学児童および未就学児 (2 歳～18 歳程度)
【収 入】 14,426,426 円
【支 出】 9,167,485 円

なお、定款第 5 条 (1) に掲げる事業のうち、⑧から⑩に該当する事業については、令和 7 年度中においては実施の予定はありません。

令和7年度活動予算書
 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人NPO堺市グループホームシステム研究機構
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	224,500		
		344,500	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
グループホーム事業収益	96,500,000		
グループホームトウエ事業収益	97,200,000		
グループホームアローラⅢ事業収益	2,180,000		
小規模多機能居宅介護事業収益	1,639,000		
放課後等デイサービス事業収益	14,426,426		
定款第5条(1)⑧～⑩に掲げる事業	0		
		211,945,426	
5. その他収益			
受取利息	5,000		
雑収益	800,000		
		805,000	
経常収益計			213,094,926
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	113,381,466		
法定福利費	18,115,612		
退職給付費用	0		
福利厚生費	531,700		
その他	333,915		
人件費計	132,362,693		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	1,394,423		
施設等評価費用	0		
減価償却費	7,525,276		
支払利息	0		
その他	53,562,282		
その他経費計	62,481,981		
事業費計		194,844,674	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	8,019,096		
法定福利費	1,750,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	35,000		
その他	0		
人件費計	9,804,096		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	103,150		
減価償却費	11,868		
支払利息	1,000		
その他	6,300,000		
その他経費計	6,416,018		
管理費計		16,220,114	
経常費用計			211,064,788
当期経常増減額			2,030,138
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,030,138
前期繰越正味財産額			-11,642,995
次期繰越正味財産額			-9,612,857

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人 NPO 堺市グループホームシステム研究機構

I 事業の実施方針

令和 8 年度は、継続運営している 3 施設のグループホーム事業に加え、小規模多機能型居宅介護事業および放課後等デイサービス事業を本格的に実施する。これらの各事業について、サービスの質の向上と持続可能な運営体制の確立を目的とした調査研究を進め、効果的な運営方法を確立する。

また、市民への事業内容の理解促進と利用促進を目的とし、広報活動を計画的に実施する。加えて、各種事業における当法人の取り組みについても、地域への発信を強化し、地域福祉への貢献を図る。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) グループホーム事業

【内 容】 認知症対応型共同生活介護
【実施場所】 大阪府堺市北区長曾根町 3065 番地 1
大阪府堺市北区金岡町 3002 番 10
大阪府堺市北区長曾根町 3065 番 4
【実施日時】 年中無休・24 時間対応
【事業の対象者】 65 歳以上の認知症高齢者
【収 入】 289,000,000 円
【支 出】 268,135,074 円

(2) 小規模多機能型居宅介護事業

【内 容】 小規模多機能型居宅介護
【実施場所】 大阪府堺市北区長曾根町 3065 番 4
【実施日時】 年中無休・24 時間対応
【事業の対象者】 要介護認定を受けた堺市在住の高齢者
【収 入】 68,000,000 円
【支 出】 79,298,000 円

(3) 放課後等デイサービス事業

【内 容】 放課後等デイサービス、児童発達支援
【実施場所】 大阪府堺市北区長曾根町 3065 番地 1
【実施日時】 詳細は開所予定に準ずる
【事業の対象者】 発達に特性のある就学児童および未就学児（2 歳～18 歳程度）
【収 入】 22,640,631 円
【支 出】 16,714,378 円

なお、定款第 5 条（1）に掲げる事業のうち、⑧から⑪に該当する事業については、令和 7 年度中においては実施の予定はありません。

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人NPO堺市グループホームシステム研究機構

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	330,000		
		450,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
グループホーム事業収益	99,500,000		
グループホームトウエ事業収益	99,500,000		
グループホームアローラⅢ事業収益	90,000,000		
小規模多機能居宅介護事業収益	68,000,000		
放課後等デイサービス事業収益	22,640,631		
定款第5条(1)⑧～⑩に掲げる事業	0		
		379,640,631	
5. その他収益			
受取利息	5,000		
雑収益	850,000		
		855,000	
経常収益計			380,945,631
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	203,655,235		
法定福利費	32,318,497		
退職給付費用	0		
福利厚生費	968,112		
その他	608,627		
人件費計	237,550,471		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	2,734,423		
施設等評価費用	0		
減価償却費	24,300,276		
支払利息	0		
その他	99,562,282		
その他経費計	126,596,981		
事業費計		364,147,452	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	8,200,000		
法定福利費	1,800,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	40,000		
その他	0		
人件費計	10,040,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	110,000		
減価償却費	11,868		
支払利息	1,000		
その他	6,400,000		
その他経費計	6,522,868		
管理費計		16,562,868	
経常費用計			380,710,320
当期経常増減額			235,311
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			235,311
前期繰越正味財産額			-9,612,857
次期繰越正味財産額			-9,377,546